

障 号 外
令和 5 (2023)年 3 月 14 日

各障害福祉サービス等事業者 様

栃木県保健福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス等処遇改善計画書（令和 5 年度）の提出について（通知）

令和 4 (2022)年度に福祉・介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等支援加算」という。）を算定しており令和 5 (2023)年度も引き続き当該加算の算定を受けようとする場合又は令和 5 (2023)年度から新たに当該加算を算定する場合は「障害福祉サービス等処遇改善計画書（令和 5 年度）」の届出が必要となりますので、下記により届出を行ってください。

記

1 提出書類

○ 処遇改善加算のみを算定する場合

- (1)障害福祉サービス等処遇改善計画書（令和 5 年度）（別紙様式 2-1）
- (2)福祉・介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式 2-2）

○ 特定加算を併せて算定する場合

- 上記（1）及び（2）に加えて、
- (3)福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式 2-3）
- (4)職員分類の変更特例に係る報告書（別紙様式 2-5）*該当する場合のみ

○ ベースアップ等支援加算を併せて算定する場合

- 上記（1）及び（2）に加えて、
- (5)福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式 2-4）

○ その他

- (6)特別な事情に係る届出書（別紙様式 5）*該当する場合のみ

2 提出期限

令和 5 (2023)年 4 月 14 日（金）※必着

3 提出方法

栃木県保健福祉部障害福祉課福祉サービス事業担当（〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20）宛て封筒に「処遇改善計画書在中」と朱書の上、郵送により提出してください。

（注 1） 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等事業者で、宇都宮市内又は栃木市内に事業所がある場合は、宇都宮市又は栃木市への届出が必要になります。なお、同事業者で、宇都宮市内又は栃木市内にのみ事業所がある場合は、県への届出は必要ありません。

（注 2） 児童福祉法に基づく指定通所支援及び指定入所施設事業者で、宇都宮市内に事業所がある場合は、宇都宮市への届出が必要になります。なお、同事業者で、宇都宮市内にのみ事業所がある場合は、

県への届出は必要ありません。

4 その他

- (1) 提出書類の電子データ及び厚生労働省通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を栃木県ホームページ

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaiisha/service/2023syoguukaizen.html>)

からダウンロードできますのでご活用ください。

(ホーム > 子育て・福祉・医療 > 障害者 > 障害福祉サービス > 事業者の方へ > 障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和4年度)の提出について)

- (2) 令和4(2022)年度に算定した処遇改善加算及び特定加算並びに処遇改善特別加算については、令和5(2023)年7月末までに実績報告書の提出が必要になりますが、当該加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回っていることであるため、仮に加算による収入額を下回っている場合は一時金や賞与として支給するなど、賃金改善額が加算による収入額を上回るようご注意ください。

栃木県保健福祉部障害福祉課

福祉サービス事業担当

TEL : 028-623-3059

FAX : 028-623-3052

E-MAIL : svougai iigvo@pref.tochigi.lg.jp